

締出ラ行ヒタルガ一方所轄上野署ノ斡旋ニ依リ全署ニ於  
 テ午後一時 事業主側 勝部英雄外二名  
 従業員側 滝田天聲外一名  
 組合側 露久保賢治  
 等會見種々折衝ノ結果 別記(イ) 覺書ノ通り午後八時  
 満解決セリ  
 尚事業主側 支那人 個人ノ名ヲ以テ金一封(金三十圓)  
 ラ午交セリ  
 右及申(通) 報候也

別記 (イ)

歎願書

今報告々大日本映画人同盟新東京分会員中映画ノ一般情勢より觀テ劣悪なる  
 待遇なるが故に貴殿に對し左の歎願條項を提出致します  
 速に誠意ある御回答を願ひます

歎願條項

- 一 月給日を毎二十八日上制定され度し
  - 二 本送しを即時徹夜し説明部員を一名増員され度し、  
退職半當を左記の通り制定され度し、  
滿一ヶ年勤続者上對し三ヶ月分 以後一ヶ年を増す毎に一ヶ月分を増し  
支給の事
  - 三 解雇減給労働強化は爲さる事
  - 四 公休日五月三日間與へられし
  - 五 病氣並に急引中の欠勤に對しては日給全額支給され度し
  - 六 持場以外の仕事をさせざる事
  - 七 大入制度を確立され度し
  - 八 早出残業の場合半當を支給され度し
  - 九 本問題に關する一切の費用を支給され度し
- 昭和九年十月二十七日

大日本國家社會黨所屬 大日本映画人同盟  
 新東京分会員一同  
 勝部英雄 殿